






庶務調査係

議会事務局		保存	永・長・10・5・30	収受番号		
4年10月12日		第1ガイド庶務		第2ガイド通知		
係	主任	係長	次長	局長	委員長	(議長)
						

8:40

小総総発第102号

令和4年10月12日

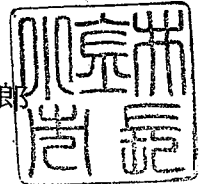
小金井市議会議長

鈴木 成夫 様



小金井市長

西岡 真一郎



専決処分の不承認に関する措置について (報告)

標記の件について、地方自治法第179条第4項に基づき、別紙のとおり報告しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

専決処分の不承認に関する措置について（報告）

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例については、令和4年第3回市議会定例会に提案したところですが、議案が付託された厚生文教委員会においては令和4年9月27日に継続審査となり、議決に至りませんでした。

本議案は9月28日までの本会議での議決が必要であったことから、市長として、地方自治法第179条第1項における「議会において議決すべき事件を議決しないとき」に当たると判断し、9月29日付けで専決処分を行いました。

専決処分については、地方自治法第179条第3項により、「普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とされており、この規定に基づき、10月7日の市議会本会議に報告し、承認を求めましたが、不承認となりました。

地方自治法第179条第4項には、「条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」と規定されております。当該「必要な措置」については、特定の措置に限定しているものではなく幅広い対応を可能としており、具体的内容は長が適切に判断すべきものとされております。なお、承認が得られなかった場合であっても専決処分の効力に影響はないとされております。

今般の本承認議案が市議会でも不承認となったことに対します私の政治的な責任につきましても極めて重大であり、このまま市長という職に留まることは許されないものと判断いたしました。

私としましては、「新たな保育業務の総合的な見直し方針」（令和4年5月策定）に基づき、くりのみ保育園及びさくら保育園を令和5年4月から段階的に縮小した後に、令和10年3月末をもって廃園することは、小金井市の持続可能で豊かな未来と、現在そして未来の子どもたちのために必要であるという考えに変わりはなく、専決処分によって改正した小金井市立保育園条例を再度改正する意思はございません。

したがって、地方自治法第179条第4項に基づき、私が市長という職を辞することをもって「必要な措置」とし、本文書を持ちまして、小金井市議会へご報告させていただきます。

ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。